

旅券（パスポート）手続きを役場窓口で行っています

浜頓別町・中頓別町に住民登録のある方は、浜頓別町役場で手続きを行っています。

【受付時間】

◆申請…月曜日から金曜日の午前8時30分～午後4時30分

◆交付…月曜日から金曜日の午前8時30分～午後5時15分

※土・日・祝祭日・年末年始（12月31日～1月5日）は申請・交付ができませんのでご注意ください。

※受取日は申請時にお知らせしますが、約2週間程度要しますので、渡航日を考慮し余裕をもって申請をしてください（作成は北海道パスポートセンター（札幌）となります）。

【受付場所】

◆役場1階住民課住民係窓口

【申請対象者】

◆日本国籍を有し、浜頓別町・中頓別町に住民登録のある方

※浜頓別町・中頓別町に住んでいるが住民登録が他の市町村にある方、海外で親族が災害等に遭われた場合の「緊急渡航」が必要な方、申請書表面の「刑罰等関係」欄に該当する場合は、今までどおり宗谷総合振興局など北海道の窓口での申請・交付になります。

【申請について】

◆申請ができる方…本人又は代理人

◆必要な書類

①一般旅券発給申請書（5年用と10年用があります）

※未成年の方は、5年用のパスポートしか申請できません。

②戸籍謄（抄）本（申請日前6か月以内に発行されたもの）

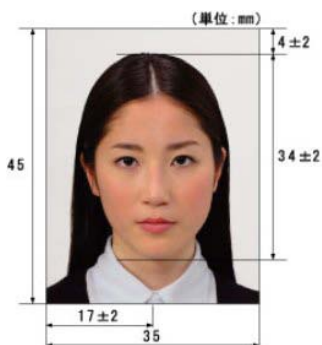
③パスポート規格の写真（※サイズが厳格に定められています。詳細は外務省ホームページを参照してください。http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/ic_photo.html）

④本人確認書類（運転免許証等）

⑤印鑑（朱肉を使用するもの）

⑥前回取得したパスポートがある場合は、そのパスポート

⑦住民票（中頓別町民の方のみ） ※パスポート申請のための住民票の交付は無料です。



☆パスポート規格の写真について☆

・縦45mm×横35mmの縁なしで、無背景（薄い色）の写真

・申請日前6か月以内に撮影されたもの

・無帽で正面を向いたもので、頭頂からあごまでが34±2mmであるなど申請書に記載されている規格を満たしていることが必要です。

・写真の裏面には申請者の氏名を記入してください。

※ご記入の際には表面にインクがにじまないように、また凸凹が出ないようにご注意ください。

☆本人確認書類について☆ …有効な書類は原本に限ります。

① 1点でよい書類

運転免許証、船員手帳、写真付き住基カードなど

② 2点必要な書類（①の書類がない場合）

→AとBの各1点、又はAから2点を提示してください

| | |
|---|--|
| A | 健康保険証、国民健康保険証、共済組合員証、船員保険証、後期高齢者医療被保険者証、国民年金証書（手帳）、厚生年金証書、船員保険年金証書、恩給証書、共済年金証書、印鑑登録証明書（この場合は登録した印鑑も必要です）など |
| B | 次のうち、写真が貼ってあるもの 学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書など |

☆未成年者が申請する場合☆

- ・申請書裏面の「法定代理人署名」欄に親権者（父母又はそのいずれか一方）又は後見人が必ず署名してください。
- ・親権者又は後見人が遠隔地に在住し、申請書に署名ができない場合には、親権者本人又は後見人の署名のある同意書を提出してください。
- ・その他親権者又は後見人の署名を得ることができない事情がある場合には、都道府県旅券事務所にご相談ください。

☆申請者の代理提出について☆

- ・申請者が配偶者、二親等以内の親族、その代理人に依頼して申請書を提出する場合においても、申請書に申請者本人が記入しなければならない事項がありますので、本人記入の上、パスポート申請に必要な書類とともに各都道府県の旅券申請窓口へ提出して申請を行ってください。
- ・代理人についても、本人確認書類が必要となりますので、持参してください。

【交付について】

◆交付が受けられる方…本人のみ

※年齢に関係なく本人です。代理人による受取りはできません。

◆必要な書類

- ①一般旅券引換証（申請時に交付します）
- ②印鑑（朱肉を使用するもの）
- ③手数料相当の収入印紙と北海道収入証紙 ※現金では受け付けられません。

【手数料について（※新規申請の場合）】

| 旅券の種類 | 手 数 料 |
|-----------|--|
| 10年 | 16,000円 [収入印紙14,000円+北海道収入証紙2,000円] |
| 5年（12歳以上） | 11,000円 [収入印紙 9,000円+北海道収入証紙2,000円] |
| 5年（12歳未満） | 6,000円 [収入印紙 4,000円+北海道収入証紙2,000円] |

◆浜頓別町では、収入印紙は郵便局、北海道収入証紙は北洋銀行にて取り扱っております。

【申請についてのご注意】

◆戸籍について

- ・同一戸籍内のご家族が同時に申請する場合は戸籍謄本は1通とすることができます。ただし一人の申請者の申請内容に不備があった場合は、そのご家族全員の申請をお受けできなくなる可能性があります。
- ・有効旅券の記載事項に変更がある場合、戸籍謄（抄）本のほか、変更前と変更後の経緯がわかる改正原戸籍等を提出していただく場合があります。

◆代理提出について（申請のみ代理の方でもできます）

- ・申請書裏面にある「申請書類等提出委任申出書」の申請者記入欄は、必ず申請者本人が記入してください。
- ・申請者本人の申請に必要な書類一式のほか、代理人についても本人確認書類（原本）と印鑑が必要です。

◆未成年者（申請日に20歳未満の方）の申請について

- ・申請できるのは5年用旅券のみです。
- ・申請書裏面の「法定代理人署名」欄、親権者である父・母、または後見人の署名が必要です。

◆有効期間内に旅券を切り替える場合について

- ・次の場合は新しい旅券に切り替える申請ができます。ただし、現旅券の残りの有効期間は切り捨てとなり、旅券番号が変わります。
 - ①残りの有効期間が1年未満になった場合
 - ②氏名・本籍地の都道府県が変更となった場合
※現旅券を訂正して使用する訂正申請をすることもできます。
 - ③査証欄の余白が少なくなった場合
※1冊につき1回限り、増補申請をすることもできます。
 - ④IC旅券をお持ちでない方がIC旅券へ切り替える場合

◆その他

- ・郵送による取り扱いは一切できません。
- ・旅券の受け取りは発行日から6か月を過ぎると失効し、受け取ることができなくなります。

【問合せ】 役場住民課住民係 TEL 2-2345（代表）
TEL 2-2549（住民課直通）

